兵庫県公報

平成23年10月4日 火曜日 第 2326 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

目 次

告 示	ヽ゚゚゚ー゚゚゚゚゚゛
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回(医務課)	1
○ 救急病院の認定(同)	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(農地整備課)	2
○ 保安林の指定の予定通知(豊かな森づくり課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○ 景観影響評価準備書の縦覧等(都市政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○ 道路の位置指定(建築指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
公告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(都市計画課)	3

告示

兵庫県告示第1045号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成23年10月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名 称 神崎病院

所 在 地 尼崎市浜3丁目1番10号

撤回年月日 平成23年4月28日

2 名 称 医療法人社団仙齢会 はりま病院

所 在 地 加古川市尾上町長田525番地

撤回年月日 平成23年6月30日

兵庫県告示第1046号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定 した。

^^^^^^

平成23年10月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名 称 神鋼病院

所 在 地 神戸市中央区脇浜町1丁目4番47号

認 定 年 月 日 平成22年4月1日 認定の有効期限 平成25年3月31日

2 名 称 医療法人社団顕修会 顕修会すずらん病院

所 在 地 神戸市北区鈴蘭台西町2丁目21番5号

認 定 年 月 日 平成23年7月1日 認定の有効期限 平成26年6月30日

3 名 称 神崎病院

所 在 地 尼崎市浜3丁目1番10号

認 定 年 月 日 平成23年4月29日 認定の有効期限 平成25年11月6日

4 名 称 医療法人朗源会 おおくまリハビリテーション病院

所 在 地 尼崎市東園田町4丁目23番地の1

認 定 年 月 日 平成23年8月6日 認定の有効期限 平成26年8月5日

5 名 称 アイワ病院

所 在 地 尼崎市東園田町4丁目101番地の4

認 定 年 月 日 平成23年10月1日 認定の有効期限 平成26年9月30日

6 名 称 医療法人社団仙齢会 はりま病院 所 在 地 加古郡播磨町北野添2丁目1番15号

認 定 年 月 日 平成23年7月1日 認定の有効期限 平成26年6月30日

兵庫県告示第1047号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成23年9月20日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対して のみ取消しの訴えを提起することができる。

平成23年10月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業 (一般) ため池整備工事	葡萄園池地区	平成23年10月4日から 同 月24日まで	加 古 郡 稲 美 町 役 場
ため池等整備事業 (ため池水質改善工事)	大池地区	同上	同 郡播磨町役場

兵庫県告示第1048号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年10月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町大河内字親谷32、32の5から32の10まで、33の1、33の3、34の1から34の4まで、35の1、 字小谷277の1、278の3、280の3、283から290まで、290の1、291から293まで

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字親谷32・33の1・34の2 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字小谷277の1・284・286 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、285、287、288、291

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^

兵庫県告示第1049号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦 覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。 平成23年10月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名 一ノ本 博 彦

住所 養父市丹戸909

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 サンダイフク

所在地 養父市丹戸909番1、909番3の一部

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2 課

縦覧期間 平成23年10月4日から同月17日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成23年10月4日から同月17日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

兵庫県告示第1050号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成23年10月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23但豊位置 0004号	23. 9. 15	豊岡市高屋字金山通1035番4	5. 00	30. 30

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年10月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市米田町島字音樋142番2の一部、142番7、153番1、153番4、153番5、154番2

開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称 高砂市米田町米田894番地の3 タカミ建設株式会社 代表取締役 三 宅 芳 弘 許可年月日及び許可番号 平成23年4月26日 兵庫県指令東播 (加土) (建) 第1-2号 (23高砂)
大学八百日大庙(加工)(全)为11 2·3(BOHD)